

函館市病院局測量ならびに建設工事に係る調査および設計業務最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市病院局が条件付き一般競争入札または指名競争入札（以下「入札」という。）により測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務の委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設ける測量業務ならびに建設工事に係る調査および設計業務（以下「対象業務」という。）は、予定価格が50万円を超える業務とする。

(基準価格の設定)

第3条 最低制限価格を設ける場合の基準となる価格（以下「基準価格」という。）は、対象業務の予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。以下同じ。）算出の基礎となった次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

（測量業務にあっては、「10分の8.1」とあるのは「10分の8.2」と読み替えるものとし、地質調査業務にあっては、「10分の8.1」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えるものとする。）

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(2) 建築関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

(3) 土木関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、基準価格を対象業務の予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額から 10 分の 8.5 を乗じて得た額までの範囲内で定めることができる。

(基準価格の記載)

第 4 条 対象業務に係る基準価格を設定したときは、当該基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告および指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第6条 最低制限価格は、対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じて得た額（測量業務にあっては、10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額、地質調査業務にあっては、3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額）までの範囲内であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- (1) 有効な入札書の最低の価格が基準価格以上の場合 当該基準価格
- (2) 有効な入札書の最低の価格が基準価格を下回る場合 当該入札における有効な入札書について、その平均額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（以下同じ。））を求めて得た額（その額が当該基準価格を上回った場合は当該基準価格の額）

ただし、令和2年4月1日以降に公告または指名の通知を行う入札については、第2号を次のとおりに改め試行するものとする。

- (2) 有効な入札書の最低の価格が基準価格を下回る場合

ア 有効な入札書が4通以上の場合

当該入札における有効な入札書のうち、平均額から標準偏差（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額（以下同じ。））を減じて得た額以上および平均額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の入札書について、その平均額を求めて得た額（その額が当該基準価格を上回った場合は当該基準価格の額）

$$\text{※ 標準偏差} : \sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}}$$

算定対象者数 : n

入札書の価格 : x

イ 有効な入札書が 4 通未満の場合

当該入札における有効な入札書について、その平均額を求めて得た額（その額が当該基準価格を上回った場合は当該基準価格の額）

2 前項に規定する「有効な入札書」とは、対象業務の初回入札に係る入札書で、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当する者が入札した入札書
- (2) 条件付き一般競争入札において、函館市病院局条件付き一般競争入札要綱第 5 条各号（第 7 号を除く。）のいずれかに該当しない者が入札した入札書
- (3) 条件付き一般競争入札において、業務ごとに定める入札参加資格のない者が入札した入札書
- (4) 開札までの間に前 3 号の規定により入札参加資格を満たさなかった者が入札した入札書
- (5) 函館市病院局契約規程（平成 18 年病院局規程第 23 号）第 15 条の規定に該当し、無効とした入札書
- (6) 他の入札参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合において、その構成員が入札した入札書
- (7) 条件付き一般競争入札において、一般書留または簡易書留のいずれかにより、かつ、入札日を配達指定日として函館市病院局管理部 経理課調度係あてに郵送する方法以外の方法により入札した入札書
- (8) 予定価格を事前公表した対象業務において、その金額よりも高い金額で入札した入札書
- (9) 予定価格の 10 分の 6 （地質調査業務にあっては、3 分の 2 ）に満たない金額で入札した入札書

（委任）

第 7 条 この要領の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。